

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、

「クリーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クリーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メール等の電子媒体で通知することもできます。その場合は、送信メールや画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

クリーリング・オフの手続き手順(ハガキの場合)

1 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。

2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。

3 ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。

4 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

ハガキの書き方の例

※電子媒体(電子メール等)でも同様の文面で通知できます。

通知書

次の契約を解除します。
契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社xxxx 口口営業所 担当者△△△△
支払った代金〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。
令和〇〇年〇月〇日
茨城県〇市〇町〇丁目〇番〇号 氏名 〇〇〇〇

クリーリング・オフができる場合・期間など

詳しくは消費生活センターへ

クリーリング・オフ期間を過ぎても、専門の相談員が問題解決の方法と一緒に探します。

困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン

局番なし **188** お近くの消費生活相談窓口につながります

茨城県消費生活センター

(土曜日・祝日、年末年始はお休みです)

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎内

受付時間 月～金曜日:午前9時～午後5時
日曜日:午前9時～午後4時(電話相談のみ)

029-225-6445

いばらき消費生活なび

検索



消費生活センターって どんなところ?

消費生活センターでは、消費者が商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関して、専門の消費生活相談員を配置し、トラブル解決のための助言、あっせん(消費者が当事者として事業者と交渉する際の手助け)、情報提供などを行っています。

本人だけでなく、家族やヘルパーなど
周りの人からの相談や問い合わせも
受け付けています。

みんなで 高齢者の悪質商法被害防止には みまもるあにまる



関東甲信越ブロック
高齢者悪質商法被害防止
共同キャンペーン



はなしあおいうむ



うたがうさぎ
それ本当に
無料なの??



みのがさざる
その広告
ちょっと見せて??



それ本当に
必要な買い物??

警察相談専用電話 **#9110**

お金・キャッシュカードを要求する
電話・メールなどを受けたら**110番!**

i 茨城県警察本部

消費者
ホットライン **188**

お近くの消費生活相談窓口につながります

029-225-6445

茨城県消費生活センター 日曜日も相談できます

「おかしいな?」と思ったらすぐ相談!悪質商法を見逃さない!

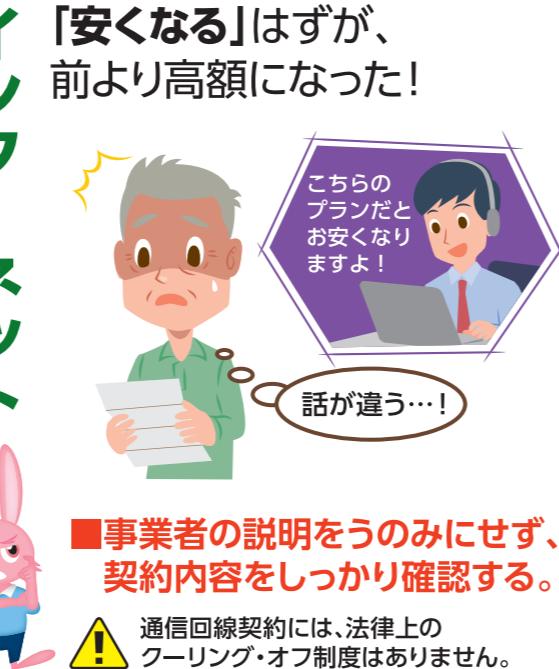
点検商法



訪問購入 押し買い



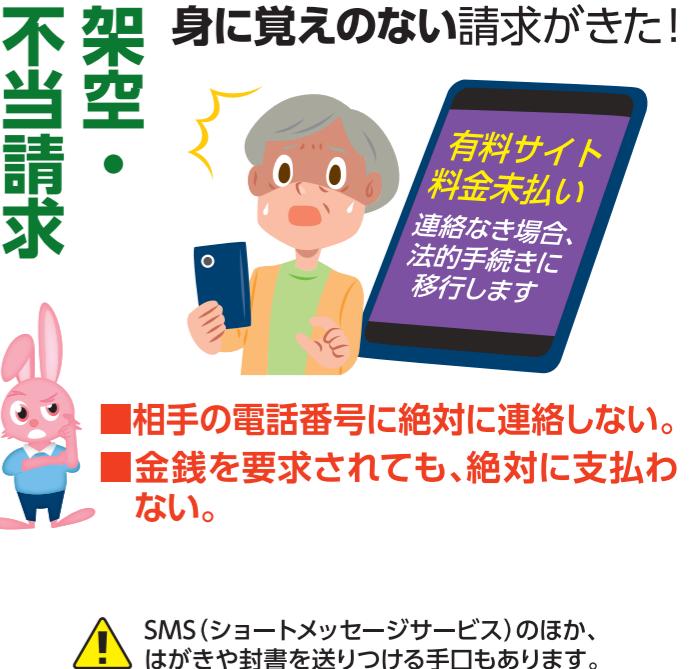
接続回線の契約トラブル インターネット



通信販売トラブル



不架空 不当請求



●見慣れない契約書・請求書が ないか、困った様子がないか気にかける。